
ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、「〈はまぎん〉電子債権サービス」をご契約くださいます。まことにありがとうございます。

本サービスは、法人向けインターネットバンキング『〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト』（BSダイレクト）を通じて、でんさいの支払いや譲渡、割引申込などがご利用になれるサービスです。ご利用マニュアルを参照のうえ、ぜひ本サービスをご活用ください。

※本ご利用マニュアルの内容は2025年12月1日現在のものであり、サービス向上を目的としたシステム改定のため、予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください。

も く じ

ご利用にあたって

サービス概要	5
ご利用可能なお取り引き・動作環境	6
ご利用時間・ご利用手数料	7
でんさいでの支払い可能期間	8
電子メールによる通知	10
ご利用開始までの流れ・取引先企業との調整	11

電子債権サービスへのログイン

ログインまでの流れ	12
電子債権サービスストップ画面	13
通知情報管理	14

ユーザの種類

ユーザの種類と権限	15
-----------------	----

初期設定

初期設定の流れ	16
マスターユーザ（自分自身）の初期設定	17
BSダイレクトの管理者ユーザ・一般ユーザの初期設定	22

企業情報管理

変更	25
照会	28

取引先管理

登録	29
変更・削除	32
ファイル登録	35
ファイル取得	39
グループ登録	40
グループ名変更/削除/所属変更	41
照会	45

でんさい支払・支払依頼（発生記録請求）

概要	46
個別でんさい支払の操作の流れ	47
個別でんさい支払の操作方法	48
複数でんさい支払の操作の流れ	52
複数でんさい支払の操作方法	53

でんさい譲渡（譲渡記録請求）

でんさい譲渡の操作の流れ	58
でんさい譲渡の操作方法	59
複数でんさい譲渡の操作の流れ	64
複数でんさい譲渡の操作方法	65

ファイル取引（一括記録）	
ファイル取引（一括記録）の操作の流れ.....	70
ファイルのアップロード.....	71
ファイル取引（一括記録）結果の照会.....	73
ファイル取引（一括記録）の再請求.....	76
ファイル取引（一括記録）のテスト.....	78
融資取引	
でんさい割引の操作の流れ.....	80
でんさい割引.....	81
融資照会.....	86
引戻し	
担当者の操作の流れ.....	88
引戻しの手順.....	89
引戻し後の承認依頼の修正／削除の手順.....	91
承認／差戻し	
承認者の操作の流れ.....	95
承認機能区分.....	96
承認／差戻しの手順.....	97
まとめ承認／差戻しの手順.....	99
承認状況照会.....	102
承諾／否認	
承諾業務の流れ.....	104
承諾／否認の手順.....	105
でんさいの取り消し	
取り消しの手順.....	109
でんさい確認（開示）	
受取でんさい情報の確認.....	113
入金予定情報の確認.....	117
支払予定情報の確認.....	120
でんさい確認（開示）.....	123
でんさい確認（開示）／詳細検索.....	124
でんさい確認（開示）／詳細検索（一括確認）.....	128
取引履歴確認	
取引履歴確認.....	132
操作履歴確認	
操作履歴確認.....	135
指定許可管理	
指定許可登録.....	137
指定許可変更・解除.....	141
ユーザ情報管理	
ユーザ情報管理の流れ.....	145
追加.....	146

変更・削除	151
照会	152
承認パスワードの初期化	154
承認パスワードの変更	157
利用者情報確認	
利用者情報確認	158

ご利用にあたって

サービス概要

1. 記録請求

取引種類		内容
記録請求	でんさい支払 (P46) (債務者請求方式)	支払企業 (債務者) がでんさいで支払うお取り引きです。
	でんさい支払依頼 (債権者請求方式)	納入企業 (債権者) がでんさいで支払いを依頼するお取り引きです。 5 銀行営業日以内に支払企業 (債務者) から承諾を得ることでお取り引きが成立します。 なお、ご利用にあたっては納入企業 (債権者)、支払企業 (債務者) の双方がでんさい支払依頼を利用可能な状態である必要があります。
	でんさい譲渡 (P58)	納入企業 (債権者) が他のお取引先等にでんさいを譲渡するお取り引きです。
	でんさい分割譲渡 (P58)	納入企業 (債権者) が他のお取引先等にでんさいの一部を譲渡するお取り引きです。
その他の取引	でんさい変更	でんさいの削除または支払期日や金額等の変更をおこなうお取り引きです。
	でんさい保証	でんさいについて納入企業 (債権者) が第三者へ保証を依頼するお取り引きです。 支払期日の 7 営業日前までに保証人が承諾することでお取り引きが成立します。
	支払等記録	でんさいの決済情報を記録するお取り引きです。 口座間送金決済以外で当事者間で決済をおこなった場合などにおこないます。

(注 1) でんさい譲渡、でんさい分割譲渡をおこなう譲渡人は、譲渡するでんさいの保証人となります。

(注 2) でんさい支払依頼、でんさい変更、でんさい保証、支払等記録の操作方法は横浜銀行ウェブサイトをご覧ください。

(注 3) でんさいのしくみ等は、横浜銀行ウェブサイトのほか、でんさいネットホームページもご利用ください。

でんさいネットの特長、参加金融機関一覧、ご利用者向け Q&A などをご覧ください。

↓↓↓
<https://www.densai.net/>

2. 融資取引

取引種類	内容
でんさい割引 (P80) (電子債権割引)	支払期日前にでんさいの一部または全部を横浜銀行に譲渡し、資金化するお取り引きです。
でんさい譲渡担保	支払期日前にでんさいを横浜銀行への譲渡担保として利用できるお取り引きです。

(注 1) 横浜銀行を窓口金融機関とする (横浜銀行の口座で受け取る) でんさいが対象になります。

(注 2) ご利用にあたっては横浜銀行所定の審査があります。

(注 3) 譲渡担保の操作方法は横浜銀行ウェブサイトをご覧ください。

3. 情報照会・管理業務等

取引種類	内 容
でんさい確認（開示） （P113）	取引をおこなったでんさいや保有しているでんさい等の金額、支払期日等を確認するお取り引きです。
取引履歴確認 （P132）	過去の取引を確認するお取り引きです。
操作履歴確認 （P135）	操作履歴を確認するお取り引きです。
融資照会 （P86）	融資申込状況を確認するお取り引きです。
指定許可管理 （P137）	取引を許可する取引先制限についての登録・変更・解除をおこなうお取り引きです。
取引先管理 （P29）	取引先の登録・変更・削除・確認をおこなうお取り引きです。
ユーザ情報管理 （P148）	ユーザ情報の追加・変更・削除・確認をおこなうお取り引きです。
企業情報管理 （P25）	企業情報の変更・確認をおこなうお取り引きです。
利用者情報確認 （P158）	利用者番号等を確認するお取り引きです。

ご 利 用 可 能 な お 取 り 引 き

■利用者区分に応じて、ご利用可能なお取り引きが異なります。

■債務者利用（でんさいの支払い）のみのお取り引きはできません。債権者利用（でんさいの受取など）と合わせてのご利用となります。

利用者区分		内 容
債務者利用		①でんさいを支払うことができます。 ② でんさい譲渡をとまなわないでんさい保証により、保証人となることができます。
債権者利用	一 般	でんさいの受け取りおよびでんさい譲渡、でんさい分割譲渡等をおこなうことができます。
	割 引	一般に加え、第三者が利用者あてに発生させた横浜銀行を窓口金融機関とするでんさいの割引申込をすることができます。
	譲渡担保	一般に加え、第三者が利用者あてに発生させた横浜銀行を窓口金融機関とするでんさいの、横浜銀行から融資を受けることを目的として、譲渡担保の差入申込ができます。
	割引・譲渡担保	「割引」および「譲渡担保」のいずれも利用できます。

動 作 環 境

動作環境の最新情報は、横浜銀行ウェブサイトをご覧ください。

ご利用時間

取引種類	銀行営業日		銀行休業日	
	当日取引	予約取引	当日取引	予約取引
でんさい支払（発生記録請求）	8:00～15:00	8:00～23:00	8:45～15:00	8:45～17:00
でんさい譲渡（譲渡記録請求）				
でんさい分割譲渡（分割記録請求）				
ファイル取引（一括記録請求）		—		
支払等記録				
でんさい変更（変更記録）				
でんさい保証（保証記録）				

※1 銀行営業日は月曜日から金曜日です（ただし、祝日・休日および12月31日から1月3日を除きます）。

※2 毎月第2土曜日、および12月31日から1月3日、5月3日から5月5日はご利用になれません。

融資取引	銀行営業日	銀行休業日
でんさい割引	8:00～23:00	8:45～17:00
譲渡担保	8:00～15:00は当日の受付となります。	終日翌銀行営業日の受付となります。

※1 でんさい割引は、受付日の翌銀行営業日以降の日を割引希望日として割引申込が可能です。

情報照会・管理業務等	銀行営業日	銀行休業日
でんさい情報確認	8:00～23:00	8:45～17:00
取引履歴確認		
操作履歴確認		
融資確認		
指定許可管理		
取引先管理		
ユーザ情報管理		
企業情報管理		
利用者情報確認		

ご利用手数料

ご利用手数料の詳細は、横浜銀行のウェブサイトをご覧ください。

なお、発生記録・譲渡記録手数料等、お取り引きにかかる手数料は、以下の場合においても発生する場合がありますため、ご注意ください。

- でんさい支払依頼によりでんさいの支払を依頼した場合で、支払人がでんさい支払依頼のお申し込みをしていない、債務者利用のお申し込みをしていない等の理由により、当該お取り引きがエラーとなった場合
- でんさい支払、でんさい譲渡（分割）等の取引において、指定許可を受けていない先を指定したことで、当該お取り引きがエラーとなった場合（お取り引きの相手先が指定許可機能をご利用の場合のみ）
- でんさい支払・でんさい譲渡（分割）等のとりにおける対象口座が取引不可で、当該お取り引きがエラーとなった場合
- でんさい支払・でんさい譲渡（分割）等の予約の取り消しをおこなった場合
- でんさい支払・でんさい変更等で、お取り引きの相手方が当該お取り引きを否認した場合

取引可能期間

1. 記録請求

内容	期間
でんさい支払	
支払期日に設定可能な期間	発生日（発生日が銀行休業日の場合は、翌銀行営業日）から起算して3銀行営業日を経過した日から、10年後の応当日まで なお、支払期日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日が支払期日となります。
発生日に設定が可能な期間	でんさい支払の登録日から1か月後の応当日まで
でんさい譲渡（分割）	
譲渡日に設定が可能な期間	でんさい譲渡の登録日から1か月後の応当日まで なお、支払期日の2銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までは取引できません。
でんさい変更（注1）	
利用者属性の情報の変更が可能な期間	いつでも可能（注2）
利用者属性以外の情報の変更登録が可能な期間（BSダイレクトで承諾を得る方法）	支払期日の7銀行営業日前まで
利用者属性以外の情報の変更登録が可能な期間（書面で承諾を得る方法）	支払期日の3銀行営業日前まで
でんさい保証	
譲渡をとまなわないでんさい保証が可能な期間	支払期日の7銀行営業日前まで なお、支払期日の6銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までは登録できません。（注3）
支払等記録	
支払等記録が可能な期間 （支払企業が登録する場合）	支払期日の7銀行営業日前まで なお、支払期日の6銀行営業日前から、でんさいネットが支払不能事由の通知を受けた時までは登録できません。（注4）
支払等記録が可能な期間 （納入企業が登録する場合）	支払期日の3銀行営業日前まで なお、支払期日の2銀行営業日前から、でんさいネットが支払不能事由の通知を受けた時までは登録できません。（注4）

（注1）対象期間外でも、差押えの記録を削除するためのでんさい変更は可能です。

（注2）支払期日の3銀行営業日以降は、でんさい金額全額について、支払人を、支払等をした者とする支払等記録がおこなわれていない場合に限り可能です。

（注3）支払等記録がおこなわれておらず、支払人が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り、支払期日の3銀行営業日以降の登録が可能です。

（注4）支払人の窓口金融機関（仕向金融機関）からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可能です（ただし、支払等記録がおこなわれるのは支払期日の3銀行営業日後となります）。

2. 取引の承諾/否認、取引の取消

内容	期間
でんさい支払	
受取人が単独ででんさい支払の削除が可能な期間	発生日を含め5銀行営業日以内（ただし支払期日の2銀行営業日前まで）
予約中のでんさい支払の取消が可能な期間	発生日の前日（横浜銀行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで なお、予約によるでんさい支払中に、でんさい譲渡等その他の取引がされた場合、でんさい支払（予約）の取り消しはできません。
でんさい支払依頼	
でんさい支払依頼の「承諾・否認」が可能な期間	発生日を含め5銀行営業日以内
予約中のでんさい支払依頼の取消が可能な期間	発生日の前日（横浜銀行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで なお、予約によるでんさい支払依頼中であっても、すでに支払人が承諾または否認したでんさい支払依頼の取り消しはできません。
でんさい譲渡	
譲受人が単独ででんさい譲渡（分割）の削除が可能な期間	譲渡日を含め5銀行営業日以内（ただし支払期日の2銀行営業日前まで）
予約中のでんさい譲渡（分割）の取消が可能な期間	譲渡日の前日（横浜銀行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで
でんさい変更	
でんさい変更の「承諾・否認」が可能な期間	通知日を含め5銀行営業日以内
でんさい保証	
譲渡をともなわないでんさい保証の「承諾・否認」が可能な期間	通知日を含め5銀行営業日以内
支払等記録	
支払等記録の「承諾・否認」が可能な期間	通知日を含め5銀行営業日以内

電子メールによる通知

- 自身がおこなった取引内容や取引先からの取引承諾依頼等が、電子メールにより通知されます。
- 電子メール件名は「記号＋【取引の状態】＋取引種類」という形式で表示されます。

(例) 記号 ▲〈はまぎん〉電子債権サービス【取引の状態】 取 引 種 類 【仮登録】 でんさい支払 のご連絡

【電子メール件名の記号の種類】

件名の記号	記号例	内容
黒塗りの記号	「▲」「▼」 「■」「◆」	承認、承諾等の作業が必要なお取引を通知するメールです。 ※取引の種類により作業が可能な時限が異なります。
白塗りの記号	「◎」「○」	おもにお取り引きの確認を通知するメールです。 ※内容に異議がある場合の取消作業等、必要により作業が発生します。

【「でんさい支払」時の電子メールの件名例】

電子メールの件名	内容
黒塗りの記号 ▲〈はまぎん〉電子債権サービス【仮登録】でんさい支払[発生記録請求]のご連絡	・ 担当者が仮登録（承認依頼）をおこなった場合に通知されます。 ・ 承認者は、「承認」または「差戻し」の手続きが必要です。
▼〈はまぎん〉電子債権サービス【差戻】でんさい支払[発生記録請求]のご連絡	・ 仮登録（承認依頼）が差し戻された場合に通知されます。 ・ 担当者は、仮登録（承認依頼）の修正または削除の手続きが必要です。
■〈はまぎん〉電子債権サービス【登録不可】でんさい支払[発生記録請求]のご連絡	・ でんさい支払の登録ができなかった場合に通知されます。 ・ 再度手続きが必要です。
白塗りの記号 ◎〈はまぎん〉電子債権サービス【承認】でんさい支払 [発生記録請求]のご連絡	・ 承認者が仮登録（承認依頼）を承認した場合に通知されます。
○〈はまぎん〉電子債権サービス【取引連絡】でんさい支払[発生記録請求]のご連絡	・ でんさい支払を受け取った場合に通知されます。

【電子メールによる通知例】

承認者がでんさい支払を承認した際、以下の内容の電子メールが送信されます。

◎〈はまぎん〉電子債権サービス【承認】でんさい支払 [発生記録請求] のご連絡

○〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト 電子債権サービス <bsd@boy.co.jp>
宛先 アイテム保持ポリシー 13ヶ月経過メールの削除 (1年間、1か月間)
署名者 bsd@boy.co.jp

いつも横浜銀行をご利用いただきましてありがとうございます。
でんさい支払(発生記録)の完了をご連絡いたします。
システムにログインし、内容をご確認ください。
※ 本アドレスは送信専用です。返信されても回答できませんのでご注意ください。

お問い合わせ番号(通知管理番号): T0138202510210000099

取引名: でんさい支払 [発生記録請求]
取引詳細: でんさい支払の完了 [発生記録請求の登録承認]
受付日時: 2025年10月21日 10時38分
請求番号: S0138202510200000458

(注) 通知内容によりメールの送信先は異なります。

電子メールで通知される「通知管理番号」を使用し、トップ画面の「通知情報一覧」で通知内容を特定のうえ、取引の詳細を照会することが可能です。

The screenshot shows the Dai-Itoku web portal interface. At the top, there are navigation icons for home, search, login, registration, file upload, and account management. Below the navigation, there is a '通知管理' (Notification Management) section. A table displays the notification summary:

お知らせ (通知)	件数
未読お知らせ (通知) の合計	4件
各種取引の依頼結果	3件
各種取引の受取 (でんさい支払・取消等)	0件
融資	0件
期日支払	0件
管理業務	1件

Below this table, there is a summary row:

お知らせ (通知)	承認待ち	差戻し中	お取引先からの承諾待ち
4件	期限経過: 0件 期限切れ: 0件	0件	期限経過: 0件 期限切れ: 0件

At the bottom, there is a button labeled '承認・未承認状況一覧を表示'.

ご利用開始までの流れ

STEP1 「くはまぎん」電子債権サービス利用者登録通知書の受け取り



STEP2 取引先企業との調整（本ページ下部）



STEP3 ユーザの初期設定（P16参照）



STEP4 利用開始

取引先企業との調整

1. 支払企業さまとしてのご利用の場合

■納入企業さまあてに支払方法の変更を通知し、了解を得る必要があります。

■納入企業さまから納入企業さまの「利用者番号」「受取口座情報（取引金融機関名・支店名・預金科目・口座番号・口座名義など）・指定許可機能の利用有無」について連絡を受ける必要があります。

2. 納入企業さまとしてのご利用の場合

■支払企業さまにご自身の「利用者番号」「受取口座情報（取引金融機関名・支店名・預金科目・口座番号・口座名義など）」を連絡します。

■でんさい支払依頼をご利用の場合は、以下のご対応も必要です。

・支払企業さまにでんさい支払依頼のご契約を依頼します。支払企業さまがでんさい支払依頼またはでんさい支払のお申し込みをしていない等の理由により、当該お取り引きがエラーとなった場合でも、お取り引きにかかる手数料が発生する場合があります。

・支払企業さまの「利用者番号」「支払口座情報」の連絡を受ける必要があります。

① ご注意事項

お取り引きの相手方が指定許可機能をご利用の場合は、お客さまを指定許可先として登録してもらう必要があります。万一、指定許可先として登録されておらず、お取り引きがエラーとなった場合でも、お取り引きにかかる手数料が発生する場合があります。